

# 臨時会

## 11月25日

平成26年第7回臨時会を11月25日開会し、一般会計補正予算外4件と条例の一部改正4件を可決し、同日閉会しました。

### 一般会計

歳入歳出予算に1280万円を追加し、総額を4億9589万円としました。

### 歳入

▽前年度繰越金  
1280万円

### 歳出

▽議員期末手当  
25万円増  
▽職員給与費  
685万円増  
▽福祉灯油  
570万円増

滝上町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

国家公務員給与に対する人事院勧告に基づく改正。議員の期末手当3.95ヶ月から4.10ヶ月に引き上げ。

#### △大原議員▽

特別職審議会条例の中で、議員報酬の額並びに町長及び副町長の給料の額に関する条例を議会に提出しようとする際は、当該議員報酬等の額について審議会の意見を聴くものとあります。施行規則によりまずと審議会は文書によって答申するとなっております。文書がついてないという

ことはこの条例改正案について審議会を設置し、諮ったのか。

#### △齋藤総務課長▽

今回は人事院勧告に伴う改正ということですが従前から議員、特別職教育長については報酬審議会にはかけておりません。第2条の部分については大幅な改正を要するときに町長が判断すれば審議会を開催して額を変更していくことで考えております。

#### △大原議員▽

大幅な改正というが額の問題ではない。人事院勧告はあくまでも職員であって議員や特別職は人事院が勧告しない。議員の報酬と職員の給与は違う。なぜ審議会に諮問しなかったのか。

#### △近藤副町長▽

人勧に伴う改正は手当等も含めて過去に開催しておりませんので

それに倣って今回提案させていたいただきました。

#### △三島議員▽

この条例を見たら大原議員の言うとおりで審議会を経てやるべき審議会を開いて審議してやっていただきたい。

#### △近藤副町長▽

基本からいくと大原議員、三島議員のおっしゃることが筋であります。そういうことを踏まえ今後、検討していきたい。

#### ※検討結果

特別職報酬等審議会に諮る事案は議員報酬の額並びに町長及び副町長の給料の額を改正する場合のみとされており、今回の期末手当支給率の改正については該当しないものとなっております。

※議員報酬、特別職の給与の条例改正については起立採決で行いました。結果、起立6名(富樫議員、菅原議員、

茂木議員、原田議員、岩崎議員、松ヶ瀬議員)着席2名(大原議員、三島議員)起立多数により、原案可決となりました。

滝上町議員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

特別職職員で常勤のもの給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

滝上町教育長の給与勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について